

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	八頭町公民館条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第7条 公民館の施設又は設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ公民館長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公民館長は、前項の許可をする場合において、公民館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第8条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第8条 公民館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しない。</p> <p>(1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 専ら営利を目的とした事業に公民館の名称を利用しようとするとき。 (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日